

総務常任委員会会議録

[平成28年 2月10日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成28年 2月10日
午前10時00分 開会
午前11時31分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	森 上 祐 治
副 委 員 長	蛭 子 智 彦
委 員	熊 田 司
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	廣 内 孝 次
委 員	北 村 利 夫
委 員	印 部 久 信
委 員	柏 木 剛
議 長	原 口 育 大

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	塔 下 佳 里
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
危機管理部 長	佃 信 夫
企画部長(うずしお世界遺産登録推進担当)	橋 本 浩 嗣
総 務 部 長	細 川 貴 弘

市 民 部 長	高 木 勝 啓
会 計 管 理 者	堤 省 司
危機管理部危機管理課長	藤 本 和 宏
企 画 部 秘 書 課 長	田 村 愛 子
企画部ふるさと創生課長	北 川 真 由 美
企画部うずしお世界 遺 産 推 進 課 長	阿 部 員 久
企 画 部 情 報 課 長	富 永 文 博
総務部総務課長兼 選挙管理委員会書記長	垣 光 弘
総 務 部 財 政 課 長	和 田 幸 三
総 務 部 管 財 課 長	土 肥 一 二
市 民 部 市 民 課 長	山 崎 稔 弘
市 民 部 税 務 課 長	榎 本 輝 夫
市民部環境課長兼 衛生センター所長	北 口 力
会 計 課 長	松 本 典 浩
監査委員事務局長兼固定 資産評価審査委員会書記長	片 山 雅 弘

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について…………… 5
 - (1) 市の総合的企画、調整について
 - (2) 行財政計画について
 - (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
 - (4) 消防・防災対策の推進について
 - (5) 情報化の推進について
 - (6) 離島振興対策について
 - (7) 国際交流及び友好市町の調査について
 - (8) 人権施策について
 - (9) 税の賦課徴収について
 - (10) 生活環境の整備推進について
 - (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること
2. その他…………… 29

Ⅲ. 会議録

総務常任委員会

平成28年 2月10日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時31分)

○森上祐治委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会したいと思います。初めに一言御挨拶を申し上げたいと思います。

2月に入りまして、日本の周辺も地殻変動、慌ただしい動きがあるようでございまして、桜島、また噴火再開しましたし、東京近辺でも震度4の地震があったり、また、近くの台湾でも大きな地震がございました。我々も、南海トラフの来るべき巨大地震、大津波に備えて、危機管理について改めて気を引き締めたところでございますが、7日の日に、南あわじ市中央公民館で松帆銅鐸の発見記念のシンポジウムというのが大々的に行われて、私も申し込んで聞いてきました。東京、福岡、全国各地から考古学ファンが大勢来られてまして、あの中央公民館がいっぱいになってました。

学者の先生方も、奈良の難波先生初め一流の学者が来て、いろいろ松帆銅鐸の発見、いかにすばらしいすごいものであったかということ、るる報告されておりましたけども、私、一番印象に残ったのが、最後に登壇された大阪大学の福永教授、彼はおっしゃいました。古来、松帆は聖地であったと、ホーリーな場所、神聖な場所であったと。松帆は聖地であったとおっしゃったのが、私は非常にうれしく、南あわじ市民として誇れるもの、中央の一流の学者がそういうふうに、松帆は聖地であったと評価してくれたと。今後、ふるさと創生事業で頑張っていくなはれやというような応援のお言葉もいただきまして、非常に意義のある未来につながるようなシンポジウムであったと思います。

いろいろこれからも我々、新しい動きに向かって進んでいかなあかんですけども、きょうも実のある審議がされますようお願いいたしまして、開会の挨拶にさせていただきます。

座って司会をさせていただきます。

それでは、中田市長の御挨拶をお願いします。

○市長(中田勝久) おはようございます。

きょうは総務常任委員会の所管事務調査ということで、非常に幅広い調査でございます。先生方の御精励に心から感謝を申し上げる次第でございます。

今も委員長からお話がありましたとおり、2月7日のシンポジウム、本当に、私もあの会場いっぱいになるのかなと、実は心配をいたしておりましたが、本当に満席でございまして、うれしく思った次第でございます。

今、南あわじ市はちょっとそういう話題が、一つはその松帆銅鐸、また一つは、先生方

も御案内のとおり、あわじ国。これも非常に島外のマスコミが関心を持っていただいて、私のところへ報道機関が3社来て、報道してくれています。また何かほかにもあるというふうに聞いております。

そういう一つの契機ができ上がってきましたので、これからの南あわじ市の将来展望、こういうのをうまく利用してといったらおかしいんですが、やはりそういうときをねらって、将来展望をしていくのも一つの市の方向性かなというふうに思っております。どうぞまた先生方の御指導、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

この後中座しますが、よろしくお願いたします。

○森上祐治委員長 それでは、ただいまから所管事務調査についての質疑を行っていきたいと思いますが、お手元の（1）から（11）の項目につきまして、一括しての質疑でよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 2月16日からかな、納税の申告が始まると思うんですが、ことし、市の広報等によりますと、前年度までは4会場、沼島を含めて5会場だったんかやっておったのが、ことしは1会場になるということのようですが、まず、このことについて説明してくれますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今おっしゃられましたとおり、昨年までは南あわじ市内で、沼島を含めまして5会場で確定申告の相談受付をしておりましたけれども、本年度、新庁舎が開庁したというふうなことで、それから、旧庁舎につきましても、次年度から本格的に取り壊す予定でございまして、もう既にLANのケーブルについては撤去してしまっておるというふうな状態に今、ございます。

その中で、税務署のほうも人員削減の方向にございまして、今まで派遣もしていただいていたんですけども、その派遣人数もかなり減っております。ことしは1名の方が2日間来ていただくようになっておるんですけども、その中で、本市といたしましても、確定申告の受付の研修会を開催いたしまして、応援職員も増員いたしまして対応を図って

おるんですけれども、その職員の絶対数も減少しておることでございます。

現在、合併当初のような対応ができにくいというような状況でありまして、この際、住民の皆さんには大変多大な御不便をおかけするんですけれども、確定申告の会場を新庁舎横、第2別館の3階の多目的ホールに集約いたしまして、日曜の開催も数日させていただくというふうなことで、何とか対応していきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いしたいと思っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長が言われたように、5会場を1会場にする理由というのは、それは大体わかったんですけども、心配するのは、その1会場でやって、果たして納税者の方々に十分対応できるかということが心配なんですわね。要はそれなんよ。

これは、税金というのは、これは納税ということなんやけども、払いよる人は税金をとられたというような解釈をする人が結構あるわけやの。税金を納税する、とられたという解釈のもとで庁舎へ来た、混雑した、ことによったら、もう一遍帰ってこいというようなことになった場合は、非常に不便をかけて、税金を納付するというようになってきた場合に、納税者がどんなように思うかということが心配しとるんですね。

まず、昨年、この5会場に申告に来られた方は何人おるんですか、まず。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 例年、大体四千四、五百の方が受付に参っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、4,500人ということは、2月16日から3月15日か、ことしはうるう年があったりなんかして、1カ月、30日、平均的に割っても、150人来るんやの、1日。平均的に割っても。これは、恐らく平均ということになったら、上、下があるんねやから、150人が、多いときやったら200も250人も来る可能性があるわけ、平均やから。この場合、旧の我々の議場でやるということらしいのやけど、果たしてそれ、対応できるんかなと思うんよな。

今、来るときにちょっと駐車場を見てたんですが、きょうの通常の日でも駐車場がほぼ満杯の状態になっておるわけよの。人によって何十人来るか、そんなことはわからんやけど、このたびの広報を見とったら、旧町村を割ってないんよな。南あわじ市内、沼島を除くどなたでもいつでもどうぞというような格好になつとんのよの、これ。そういうこと

から見て、果たして対応ができるのかいなと思うんですわ。4,500人を1カ月で1会場で。

まずほんなら、職員、対応する職員は何人配置するんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 大体、1日につきまして、今までやったら大体8人から10人程度やったんですけども、今回、増員いたしまして、12名の職員で対応すると。それから、前さばきの方、OBの方なんですけれども、その方にもお願いして、前さばき対応もしていただくというふうな形をとってございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、さっき言うたように、仮に1日150人としませんか、平均的に。150人を10人で対応、職員10人で対応しても15人対応せんなん。これ大体、税務申告するの、前のプレミアム券だったら、お金払って券をもらうだけやさかい3分か5分でいけよったと思うのやけど、大体、我々の経験というか、見よったら、半時間や1時間、1人にかかるのと違うのかな。ことによったら、書類の整備ができてないような人が来た場合は、もっとかかるかもわからんと思うんよな。

ほんなら、1人で15人対応して、半時間でも7時間半かかるんよの、半時間で。これ1時間かかったら15時間かかるねん、1人の対応が。こんなこと物理的にできるんか。やれる自信あるの。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 確かに、来られた全員の方が1時間もかかっとなら、そないふうになると思いますけれども、中にはA申告といたしまして、還付申告とかいうふうな簡単な、それから、いわゆる国税のかからない住民税だけの方もいらっしゃいますので、そういう方はもともとできとって、それを提出するだけの方もいらっしゃいますので、そういう方は10分もあればできるかなと。延べたら、こちらの試算では大体20分ぐらいかなと。そういう方々も、4,600人の中にはそういう方もかなりいらっしゃいますので、それで計算しますと、大体、1日7時間を設定しておりますけれども、その7時間の中で運営できるのかなと考えております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら課長、これ、旧町を割ってない、地区を割ってない、どうい
う、南あわじ市内からいつどういう形で市民の方が来るかというのも予測、ほとんどでけ
らんとするんよな。

ほんで、昼から来る人もおりゃ、朝から来る人も仮におるかとして、朝9時に、仮に5
0人、100人来た場合、どんな順番でやるの。これ、待ってもらいよったら、夕方まで
待ってもらわんなんような人もできてくると思うのやけど。こんな対応できるのかな。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今までの対応につきましても、三原の市民センターといいますか、そこがメイン会場になっておったんですが、そこについては、いわゆる地区割りを
してないんですけれども、そこで大体、平均が150から160ぐらいの方が同日中に来
られとったわけなんですけれども、あと、各分庁舎では、西淡やったら西淡、南淡やっ
たら南淡というふうな、そういうふうな方々が来られとったわけなんですけど、それも1カ
月の間で去年であれば3日間、緑庁舎であれば2日間というふうな、そういう限られた日
ちの中で動いておりましたので、南淡庁舎では初日に220名ぐらいの方が受付をされ
とったようでございますけれども、今回、24日間のスパンでやるんですけれども、その
中でずっと、その期間やったらいつでも、日曜日も3日間開けておりますので、ピークを
大体230名ぐらいかなというふうに踏んでおります。230名来られた場合でも、7時間
ちょっと超すかもわかりませんが、対応は可能かなというふうに考えております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、課長、駐車場、あるいは向こうの申告に来た方が、待ち時
間のこの控室やということも十分確保はできとるの。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 控室といいますか、3階の多目的ホールはかなり広うござい
ますので、今まで大体、一番広いところで南淡庁舎の3階やったんですけれども、そこ
で50席ぐらいの控室を設けておったんですけれども、今回、70から80ぐらいの席を確
保させていただいております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長は、それに対応できるというように思っておるわけですね。これは、そういう想定の中でスムーズに行われたらほんでええとは思うんです。それはそれでいい。

で、この税務申告というのは、これは国税だ。市税でないんやな。国税やね。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 国税でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 国税だ。あくまでもこの国税に基づいて、市民税とかそういうやつが逆算して算出されるわけやな。で、市の職員が国税を取り扱うというのはどういうこと。これ大体、基本的には税務署が取り扱うべきものだ。市の税務課が国税を取り扱うというのはどういうことになるの。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） いわゆる税務署の職員だけでは対応できないところもありますので、国のほうから委託というか、臨時の吏員の資格というか、それをいただきまして、それを、国税についてそれをするというふうなことで、誰でもそれをしてもええというふうなことではないので、そういうふうな資格をまずそれぞれの臨時の応援職員の方々にも張りつけてするようにしております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、市の税務課の職員が、国からそれを委託をされてやるということは、これは、市に対していわゆる人件費部分というか、そういうものについて国から交付算入しとるわけですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 残念ながら、一銭もいただいておりません。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、国税を扱うのに市の職員にその資格を与えて、国税の申告をさせるのは、市は無報酬でやっとならということになるんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） おっしゃるとおりでございますけれども、その見返りではないんですが、いわゆる国税をもとに住民税、いろんなことが後の処理でございますので、いわゆるごたがいというふうなところかと思えます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと話題をかえますけど、この間もいろいろ話をしとったら、前年度所得税ゼロというような世帯において、ことし、税務署から申告書類が届いてないというふうなところがあるらしいんです。いわゆる無申告ということなんですが、それは、書類が税務署から届いてなかった場合は、もう申告する側もする必要ないということですか、これは。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 国税というか、確定申告はあくまでも申告でございますので、昨年度、いわゆる所得があった方でも、ことしはない、逆のパターンもございます。去年がなかったとしても、ことし、何らかのまた収入があったというふうな方は、申告していただきたいと思っております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、その申告していただきたいけれども、税務署からことしは納税の書類が来てないと。昨年は所得税はゼロであって、申告しても所得税がゼロで要らなかったということで、ことしは書類が来てないということなんです。ということは、無申告になるわけやの。この無申告やいうのは、南あわじ市で結構あるんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 昨年にいわれる申告してゼロの方につきましては、税務署のほうでそれは把握はできますので、その方については、いわゆる郵送して申告書を届けないというふうなことであります。郵送しないということになっておりますので、もし仮にことしあれば、やっぱりそれは、納税は国民の義務でございますので、申告していただいて、所得税のかかる方は所得税を払っていただきたい、申告していただきたいということでございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、そしたら課長、ちょっとわかりやすいように極端な話をしますけどね。昨年度、所得税ゼロであったと、ことしは思わぬ利益が上がったと。本来、自分は書類をどこかにもらいにいつて申告せんといかんのよな。去年ゼロであって、ことしは送ってきてないさかい、ことしももうせんとか放っておいたやいう場合は、これ、どこがこれを把握するんですか。あそこは所得あるのに無申告やいう場合、これ、把握はどこがするの。わかれへんと思うんやけどな。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） そのときのいろんな景気とか各いろんなところで、これは景気がよかったとか、そういうふうなことが税務署のほうでその都度調査しておると思います。その中で、いろんな情報なんかを仕入れまして、この業者で出てきてないのはおかしいとかいうふうなところで、いわゆる調査とかお尋ねがあつて、もし申告を忘れとる方とかがいらつしゃいましたら、修正申告とかそういうふうなことで、いわゆる所得税を払っていただくというふうな今、ことになっておるのかなというふうに思います。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、そうなってきたら、無申告というのは、市はどの時点で把握するんですか。無申告、あるいは、無申告はもう、市は。申告して所得税ゼロは把握できますわね。無申告というのは、どの時点で市が把握するんですか。それでないと、今度は住民税非課税とか、そういうやつは市から。住民税非課税というのは市のほうでやるんでしょう。そやから、無申告、所得税ゼロというのはどの時点で把握するんですか、市は。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） もし、前年度の所得がなくて、いわゆる今年度というか当年度のいろんな軽減を受けたいというふうな御相談がございます。そのときに、いわゆるそのゼロ申告をしてない方については相談させていただいて、本当に所得がないというふうに判断された場合はゼロ申告をしていただいて、その時点で税務課としては把握をするというふうなことになってます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、私が言いよるのはちょっと違うねん。いわゆる、そしたら極端に言うたら、無申告者の場合は、住民税はどないして算定するんですか。そこらももう全て住民税非課税世帯とするわけですか、無申告世帯は。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 無申告の場合は、非課税世帯ではなしに、いわゆる無申告ということになりますので、所得が把握できませんので、いろんな特典といいますか、控除とか免除が受けられないというふうな世帯になろうかと思えます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、そしたら、無申告世帯というのは、住民税非課税にはならないのですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 非課税ではなしに、恐らく、それに住民税を掛けるだけの資料がないので、住民税はその時点ではかかってないと思いますけれども、いわゆる非課税扱いにはならないのです。要は、いろんな特典が受けられないと。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、国保税とか介護保険料というのは、住民税非課税世帯というのは最低ランクになるんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） いわゆる住民税割はゼロになると思いますけれども、その中で、例えば7割軽減やということであれば、所得33万以下とかいうのがあるんです。そういうふうな軽減が受けられないということです。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、所得税ゼロの方も、申告してゼロにしとかんと、無申告ではそういう特典は受けられないということか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 所得税がゼロであっても、ひょっとしたらいろんな控除が、人的な控除が違いますので、住民税がかかる可能性もございます、その場合は。その場合は、住民税の申告をしていただいて、いわゆる住民税がゼロであればゼロ、何ぼかかかるのであれば何ぼかかかるというふうなことで、いずれにしても、所得税がかからなくても住民税の申告をしていただく、市民税の申告をしていただかないと、いわゆる軽減にかからないというふうなことになります。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、無申告では特典を受けられないから、やっぱり申告して、所得税はゼロはゼロでもええから、申告してくださいということやな。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） してくださいというよりも、しておくほうがいいかと思いません。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 しておくほうがええいうたらおかしいな。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） いわゆる収入のない方は、あえてする必要はないと思いますけれども、何ぼかでも収入があるのであれば。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、それちょっとわかりにくいな。やっぱり無申告よりも申告してゼロにしておいたほうが、もろもろの軽減措置が受けられるんだ。ということは、市民の皆さん方は、うちは税務署から税務申告の書類が来てないさかい、うちはもう何もせんと放ってあんねやというて、それも通りよるのかしらんけど、本来は、申告してゼロにしとくほうが、いろんな面で軽減措置が受けられるんならば、市は、無申告者に対してもっと指導せんといかんのと違うか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今、委員さんおっしゃられたことをございますけれども、それにつきましては、いわゆる住民税を申告されてない方については、こちらのほうから、忘れてございませんかというふうな、いわゆるお尋ねではないんですけれども、してくださいねというふうなお知らせをいたします。できるだけ、所得のない方につきましても、今、委員さんおっしゃられたように、いろんな特典がございますので、それを受けられるようにしてくださいねというふうな指導というか、御案内はさせていただいております。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 市県民税の申告につきましては、基本的に、これは1月1日現在に市内に住んでいる方は申告しなければなりません。申告しなくてよい人を説明させていただきますと、所得税の確定申告を済ませている方は、市県民税の申告が必要ではありません。それともう一つは、我々みたいに27年度中の所得が1カ所からの給与所得である場合は要りません。2カ所もらっている方は要ります。それともう一つは、市内在住で親族の税法上の扶養になっている方は、申告は要りません。

ですから、先ほど、原則で申し上げましたように、1月1日現在で市内に住所のある方が全て対象になっておりますので、ゼロといわれる方でも申告が必要となっております。市県民税の申告をいただきたいというようなことなので、その未申告者につきましては、国保税を含めまして、それぞれ調査して対応させていただいております。

ですから、確定申告期間は限られたものでございますけれども、それを取りまとめた上で、そういうような指導に当たっているのが現状でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、ちょっと話題をかえますけど、消費税の場合、現在、今、売上が1,000万円以内の場合は申告する必要がないと。1,000万円を超えた場合は簡易課税でやる方法と正規にやる方法があると思うんです、仮受け、仮払いの関係の差し引きがあると思うんですが、今、簡易課税の場合は、売上というか、売上の何ぼまでが上限あるんですか。これはもう無限大に簡易課税できるんですか。上限があるんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 申しわけございません。消費税については、ちょっとまだ勉強不足で、こちらのほうで把握できておらないところがございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 けど、あれ違うんですか、市のほうに申告に来た場合は、消費税の対応はもう全くしてないんですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 消費税の対応は行っておりません。まず、事業所開設時に、法人税・事業税の関係で税務署等とのやりとりでもって、その簡易申告等を届けていただいて、その事業というのは、またそれぞれ会計年度によって動きがありますでしょうから、その辺は税務署とのやりとりとなってございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 しかし、農家で白でやっとなる場合で、タマネギとか白菜とかレタスで年間売上が1,000万円超えとるところも結構あると思うんですが、それは、青でやりよったら別やけど、白でやっとなる場合は、消費税の関係の指導はするんですか、せえへんのですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） ですから、消費税の指導につきましては、市のほうでやって
ごさいません。ですから、この所得税等の申告によりまして、税務署の対応となっております
ように私は考えております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、農家の場合で白でやって1,000万円以上の売上が
あった場合でも、消費税については市での申告はしないと、これは国税で、税務署との間
でやるわけですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） ですから、消費税の指導は市では行っておりませんので、そ
の詳しい内容については私も存じておりませんが、ただ、消費税がかかる、かからない
、また、消費税申告等につきましては、税務署の対応となっております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 けどこれ、今、市が取り扱いよるのは、国税を取り扱いよるんだ。申
告を受け付けてやりよるのは国税だ。消費税も国税やけど。ほんなら、農家の場合で白で
やっとなる場合は、市で対応するのは国税のほうを対応して、消費税は別途に税務署にやっ
てくださいよということになつとるんですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） あくまでも市のその所得税申告の受付につきましては、本
来、国がしなければならぬ確定申告書を記入いただいて、それを税務署に進達しとると
いうようなことをごさいますので、市は所得税につきましては課税もしておりません。た
だ、課税に必要な申告書を受け付けしておるとことをごさいますので、所得税につき
ましても、我々は指導する立場にないと考えております。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、市は、申告を受け付けしよるんでなしに、納税者にか
わって書類を作成しとるとのことか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 書類を作成するのは、あくまでも申告者でございます。ですから、そのチェック等をさせていただいて、税務署のほうに届けておるとというのが現状でございます。あくまでも、作成するのは申告者でございます。

○森上祐治委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、市は納税者の書類作成をお手伝いしよるとのことか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） お手伝いという見方はどうかと思いますけれども、そういうチェックをして、適切に申告していただいておりますというのが現状でございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
中村委員。

○中村三千雄委員 公共用地の件で、一応、灘小学校と丸山小学校、一応公募したんですけれども、その後の現況、今どうなっておるかということについては説明できますか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今、中村委員さんが言われましたように、旧の丸山小学校の用地と灘小学校の元用地のところをプロポーザルの応募をしまして、審査会を開きました。それで、旧の丸山小学校につきましては、審査会で一応、適当というか、企業さんがおられたんですけれども、灘小学校のほうにつきましては、2者応募があったんですけれども、なかなか審査委員の適当というところまでは至りませんでした。それで、無償貸付をするに当たりまして、今度、3月議会に旧の丸山小学校のほうを議案として提出させていただく予定でございます。

今後につきましては、灘の旧の灘小学校の跡地につきましても、来年度、もう一回プロポーザルの募集をしまして、審査会を予定しております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 マイナンバーのことについてお聞きいたします。通知書のほうを各世帯に送ったと思うんですが、これの配布済み枚数と、返却というか戻ってきた枚数、そこから辺の状況はわかりますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 配布につきましては、世帯数その当時は1万9,395に對しまして、返ってきましたのが1,711枚でございます。そのうち、交付されたのが1,038枚、そして、死亡等によってそれが無効となったのが113枚、また、返されたうちの再交付というのもまたございまして、再交付というのが87枚ございました。

それで、未交付率といきますと、その差が未交付になるわけなんですけども、残りが473というのが未交付になるわけなんですけども、この辺、数字が重なっている部分もありまして、その473通の中には、住所の宛所なしというような返戻もございまして、その宛所なしの方は、提出された方も中にはその間にいらっしゃいますので、数字は日々動いてますので、今現在でいいますと、当初の世帯数一万九千何がしに對しまして、未交付率といいますが、今現在、パーセントでいいますと2.43%となっております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、今現在、届いていないという方は、どういう手続をすれば発行してもらえるんですか。今まで、どういう理由でかわかりませんが、手元にそういう通知がないという方もいらっしゃると思うんですが、その場合はどういう手続をしたらええんですか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 現在、通知カードのほうは、返戻分につきましては、うちのほうで全部、基本3カ月間ということで保管をしております。その間に申し出ていただければお渡しすることができますし、3カ月、若干余裕を持ちまして、もう少し保管をしようかなというところを今、考えているところでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この配達できなかつたところで、受け取り拒否みたいなことはないですか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 受け取り拒否も当然、中にはいらっしゃいまして、現在では8名の方がいらっしゃいます。ただ、この受け取り拒否をされましても、番号自体は本人様についておりますので、ただ、本人がこの通知カードを持っていないというだけであって、番号自体はその方には生きております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、今度、そこから個人番号カードを申請をしていただいていると思うんですが、その申請数はどれぐらいありますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） これが申請情報の数字なんですけど、一番最新の情報が1月25日現在でございまして、J-L I Sのほうからまだその最新の情報が、今の最新情報は来てなくて、その最新情報が1月25日でございます。その数字が809通。809に対しましてJ-L I Sのほうで、申請が上がりましてJ-L I Sのほうでカードを作成します。カードができた順番に、順次、市のほうに送られてきます。送られてきた段階で、うちのほうから本人さんのほうにカードが届きましたというような通知を差し上げます。今、うちに届いていますのが809通のうち、194通でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これ、個人番号カードについては、まだその利用状況が、利用できる範囲が限られている、例えば社会保障、税、災害対策のこの三つぐらいというような形になってますので、まだまだ普及がいつてないのかなと思うんですが、前にもいろいろと意見等もあったと思うんですが、図書館で利用できるようにするとか、何かそういう特典もいろいろと考えていかんとあかんのではないかなと思うんですが、そこら辺の取り組みについては、何か考えられておりますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） その取り組みにつきましては、当然、市民課だけじゃなく、市全体で考えるべきものかと思えますけども、今、28年度、29年度ぐらいに向けまして、証明書関係、うちの市民課、税務課にかかわる証明書関係をコンビニ交付ができるというようなことがございますので、その辺を検討していきたいなというところで、まずその辺から今、考えているところでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あともう一つは、申請に係る手間を省くために、ある市では、もう自動で写真を撮ってそこから申請できるような制度をしているところもあるようなんです。群馬県の桐生市ですか、こういうところには、写真機の設置をすることによって、そこからQRコードを読み込ませ、700円の手数料でそういう申し込みができる。こういう自動というのはおかしいですが、そういう証明写真機を市のほうに設置しているところもあるんですが、こういうことを考えてみる気はありませんか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 写真機を設置するというようなところなんですが、やっぱり申請のほうは今、当市におきましては、各個人で写真を撮っていただいて郵送いただくとか、また、パソコン、スマホのほうでも申請のほうができますので、今のところはそこまでのサービスのほうは考えていないところなんですが、カードを、市民課の窓口でカードの申請があつて、今現在もカードを受け取りにこられてるお客さんもいらっしゃいます。その受け取りの業務に関しましても、J-LISとのパソコンを直接につないで登録をしていますので、その登録手続で1人大体15分から、時間がかかる場合は、混み合った場合、1人30分ぐらいかかるようなケースがございます。

その交付の段階でもそれだけの窓口の業務がございまして、今度、その申請の段階のサービス面をそこまで充実するというところまで、非常に今、難しいのかなというところがございまして、とりあえずはでき上がったカードを取りにこられた方がスムーズに受け取れるようなところを考えておりまして、今、時間のほうが15分から30分要するところがありまして、いきなりお客さんが来られましたら窓口のほうで混乱を来たしますので、事前に今、予約制をとっております。

例えば、30分かかる場合、4人家族で来られましたら、4人の方で30分ずつですので、最大で2時間要するような場合もございます。早ければ1時間で終わりますけども、そういう状況にございまして、混乱を避けるためには予約制をやっとするというような状

況を踏まえた中で、今、委員がおっしゃられた申請に関しましては、今ちょっと難しいのかなというのが現状でございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その写真機の経費等も一度調べておいていただけたらと思うんです。やっぱり普及するには、やっぱり申請してもらわなければなかなか前へ進みませんし、これからそうやって市のほうでも独自の制度を、そういう利用できるように考えているんですしたら、やっぱり市のほうへ、市役所へ来たときに申請ができますよというような形でのアピールがまた一つ、申請者の数をふやしていくことにもなるんじゃないかなと思いますので、これはただ、今大変やからというんじゃなしに、将来のことも考えて、こういうことに係る経費等も一度調査をしていっていただきたいと、このように考えます。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 委員おっしゃられますように、当然、カードは普及して何ぼのものでございますので、その辺、十分に検討のほうを重ねたいと思います。

○森上祐治委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。
再開は11時といたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時00分）

○森上祐治委員長 再開します。
ほかに質疑ございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 職員の構成のことをちょっとお尋ねしておきたいんですが、現在、平成27年度の世代ごとの職員構成というのをちょっと資料をつくっていただきまして、見ますと、50代が157名と。40代が165、30代が140、10代から20代が38名というような、ちょっと違うかもわからないんですけども、こういう構成になつとるようです。10年区切りでいくとですね。

合併から10年たってなんですが、職員の合計が平成17年の661人から平成27年

500人という、こういう職員削減効果というようなことがかなり実績として言われるわけですが、この世代構成を見ますと、南あわじ市の将来が非常にどうなるのかなど。10年区切りで見たときに、この30年後の南あわじ市の職員数は、このままで行きますと、これまでどおりの採用の形で行きますと100名台になってしまうのかなど。100人で南あわじ市の運営をしていくというような、こんな格好の構成になっておるよるに思うんですけども、これは、これについてはどんなような考え方をしておられるんでしょうか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 職員の年齢構成については、蛭子副委員長が言われるとおり、大変偏った年齢構成になっております。先ほど言われた10年間ほどの間には職員は多いんですけども、それ以降の分については非常に少ないというふうな時期があります。

この対策なりなんですけれども、今も職員の採用年齢というのは28歳ぐらいまでというふうな、ある程度の幅を持たせたような職員の採用になつとるわけですが、上限をその程度に持っていったらいいんですけども、今後も引き続きそういうふうな形での、新規の採用年齢を若干幅を広げたような形でやっていかんとあかんかなと思っております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 これ、例えば25歳以下の、24歳で3人、23歳で3人、22歳で1人、21歳2人、20歳1人、19歳ゼロと。確かに、若い人の職場というようなことも言われるわけですが、大体、ピラミッド型ないしはドラム缶型というところと違うのかな。やはり、安定して行政経験も積んでやっていかないと、これは本当に大変なことになってしまう。

口では言いあわせないほど大変なことになってしまうという、行政サービスの形をなさなくなるんじゃないかという心配をしておりますので、相当大胆な採用計画をもっていないと、先ほどの税務相談ではないですけども、本当に大変なことになってしまう。そういう危機感をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 今、マイナス金利というて、物すごく話題になってるんですけども、

市の基金運用等には影響が出てくる可能性はあるのでしょうか。

○森上祐治委員長 会計管理者。

○会計管理者（堤 省司） 現在、市の基金につきましては、債券での運用がほぼ60%程度、あと、定期預金での運用が40%程度でございます。

債券での運用で一番今、利用しているのが多いのが10年の地方債。国債ではなく、地方債でございます。それが、ことしの末で長いもの、10年の地方債でこのたびが満期というのがございませぬ。長期的に見ますと、その10年の地方債が順次満期を迎えます。その満期を迎えるとき、また地方債を購入いたすということになりましたら、10年債を購入するということになりましたら、今の金利より下がる可能性があります。そうした場合は、運用収益が若干低下していくという形になろうかと思ひます。今直ちにではございませぬけれども。

以上です。

○森上祐治委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる郵貯の貯金についても金利が下がるとなってきた。やっぱり一般市民の方の貯金に対しての利息、今までも少なかったんやけども、それ以上に少なくなってくるという形になって、いわゆる年金生活者等にも影響は出てくるんかなと、逆に思うたりするんやけれども。

その対策というのは、市のほうではもう、それはもう国の話やから、いわゆるどうしようもないわということなんか、これが長引くようやったら何らかの対策、市民生活に対する応援をまた考えなあかんのかなというふうにも思うんですけども、そこらの考え方はどうでしょうか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 確かにマイナスというようなことで、今、経済新聞等も見ましたら、預金するより国債のほうに動いていたりとか、それから、比較的安定している円ということで、円買いがあつたりして、円高に進んでます。もう、114円ぐらいやったか、そのぐらいだったと思ひます。円高、それから株式のほうももうかなり、1,000円を一瞬超えるような時期もございました。そういうことになりましたら、国全体の経済の問題に発展するかなというふうに思ひます。

先ほど、北村委員さんがおっしゃられたように、ある意味、大部分はやっぱり国で考え

てもらわないといけない部分はあるかと思いますが、地方のほうにおきましても、先ほどおっしゃられたように、これから高齢者の方もどんどんふえるといいますか、率が上がりますので、市として何かそういう施策を打たなければなかなか地域の活性化につながらないというような判断をしたときは、また各部と部長級で検討しながら、そういうような会議の設定もしていけないといけないかなというふうに思います。

○森上祐治委員長 ほかに。
 廣内委員。

○廣内孝次委員 吉備大の入学の次年度ですね、その入学の願書の受付状況、そこらはわかりますか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 現在ですけれども、AOとか推薦入試、それから一般入試の前期の入試が終わったところでございます。それで、AOと推薦入学を見ますと、去年よりは若干多目です、決まっております。あと、一般入試のほうなんですけれども、前期の入試の受験者数が去年と比べますと若干減っておる状態です。

 今後は、中期試験、それからセンター利用の試験、それから後期試験に向けて出願をしていただく予定になっておりますけれども、一般入試ですので、去年もそうだったんですけれども、併願者がどのくらいおるかというところで、入学者が決定してくるというように予測しております。

○森上祐治委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 一応、そしたら推薦等で決まってるあれとか、それと一般の願書の提出状況、数で幾らぐらいかわかりませんか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） AOと推薦で決まってるのが30ちょっとというところですよ。願書の数についてはちょっと把握しておりませんが、若干少な目だということでお聞きしております。

○森上祐治委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、先ほど蛭子副委員長の職員云々というような話もあったわけですが、この吉備大ですね。3回生が今、次4回生になると、就職の活動が始まるということになりますので、これ、市のほうとして何人かでも雇用云々というような考えはあるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） その分について、3月に吉備大のほうで就職の説明会とか就職の案内を、市のほうでも向こうで行ってくるようになってます。吉備大の大学生を指定とかいうのは少し厳しいのかなと思いますけれども、農業に関係した部分についてはどうかというふうなことで、今後、検討していきたいかなと思っております。
以上でございます。

○森上祐治委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 せっかく大学があるし、28年度4回生ができるので、就職活動云々という中で、やはり市でも数は少ないにしても、多少のやっぱり検討するような枠を考えてもいいんじゃないかというような気がします。
それと、農協とかその他に関しては、何か情報は入っておりますか。入っておりませんか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） さっき総務課長が言いましたように、3月3日に吉備国際大学で就職面談会というのを予定しております、島内市外、島外の企業ももちろんですけど、そこで面談会を実施する予定でございます。

市内の企業につきましては、向こうからの指名もあるんですけど、こちらからもこういうところであれば説明会、面談会に参加していただけるんじゃないかなというところをピックアップいたしまして、その面談会に参加していただけるように、市のほうとしてもお勧めしているところでございます。今現在、20企業ほど参加をしております、今後もう少しふえればなというところでございます。

○森上祐治委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員　　やはり、大学に入ろうかという考えの中には、やはり就職先云々と、やっぱりそこらまで考えるのが普通でありますので、できれば市のほうで力を入れていただいて、卒業生の就職が100%以上行くような、そういうような手だてをとってほしいと思いますので、その点お願いしまして、終わります。

○森上祐治委員長　　ほかにございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　地域おこし協力隊のことをちょっとお尋ねしたいんですが、きょうの日本農業新聞を見ておりますと、飛び込んできたんですね。何が飛び込んできたかという、鳥取県の邑南町、先日、会派で視察に我々、行ったんですが、邑南町というところがあるんですが、そこに地域おこし協力隊で43歳の方が来たと。その方が非常に地域おこしに貢献しとるという記事だったんです。

中身を見ますと、邑南町というのは本当に山の中のへんぴなところなんだけれども、少子対策なんか力を入れてきているということで、IターンとかUターンもふえてるところなんですが、そういう波に乗りながらいろいろやっとなんですが、農業経営というか、農場経営を町がやっとなのか。そこの代表の方が亡くなって、牛を、子牛がもう生産できないというようなことになるときに、その地域おこし協力隊で来た方が、牛の人工授精師という資格を持っておったと。沖縄でそういうのをとったらしいんですけどね。

そうすると、その方が人工授精師という資格を生かしながら、危機に瀕しておった子牛生産に着手をして、そして、見事にそれを回復させたと。そのことを通じて、農業振興が一層拍車がかかってきたというふうな、そんな記事が日本農業新聞にきょう、紹介されとったんです。

今、沼島のほうに行かれた方が何人か途中でやめたとか、厳しいとかいうことがあるんですけども、先ほどの吉備大学じゃないですけども、やはりある程度何か資格を持って地域農業なりなんなりに本当にもうちょっと具体的に貢献できる方を採用するというような、邑南町はそういうふうなことでやったのかな。そうすると、Iターンで来たその方と、また別の地域おこし協力隊で来た、Iターンで来た女性とがそこで出会って結婚をして定住すると。酪農・畜産とレタスというようなことで、非常に地域のモデル事業になってきているというような、そんな記事がきょう、出ておったんです。また、もし機会があれば見ていただいたらと思うんですけども。

そういうような本当に根差した、地域の特性に根差した取り組みというか、こういうことをもっとやれば、先ほどの本当に吉備大学の方も、正規職員の枠をつくるということはどうかという議論もあるかと思うんですけども、地域おこし協力隊の課題を有効に結び

つけてやることは可能ではないのかなと、ちょっとその記事を見ながら思ったんですけども。今後の方向として、地域おこし協力隊の考え方について、今、どんな考え方でおられて、現状どうなっているか、ちょっと説明いただけたらと思うんですが。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今、地域おこし協力隊は現状3名でございます。

1人は商工観光課の関連した仕事、観光のPRとかで、自分の持っている技術、イラスト、印刷技術なんかを利用して、観光のパンフレット等を作成したりしてPRに力を注いでもらってます。あと2名は、農業に従事しながら放棄田の解消とか直産店の活性化、それから、特産物のPR、それから、地域行事へのコミュニティの参加等ということで、この2月から2人、農業従事ということで来てもらってます。

それから、4月から決まっておりますのは、今、地域創生ということで定住促進をやっていくということから、定住促進の地域おこし協力隊2名も4月から来ていただくことに決まっております。その方は、1人は東京に在住しておった女の方で、東京のほうに田舎暮らしの相談窓口を設けたりとか、今後、具体的に定住促進に向けてやっていくつもりでおります。

それから、技術習得ということで、今募集しておりますのは、国際交流、それから、市の魅力発展ということで、そういった外国語を話せる方、中国語、英語、フランス語、本当に外国へ行ってきて実績のある方を募集しております、それも今のところ応募があります。

それと、先ほど言いましたように、沼島のほうでございますけれども、なかなかやはり地域だけで吉甚の観光施設をやっていくとか、クルーズの連絡をしていただいたりとか、そういったことがやっぱり難しいので、沼島のほうの地域おこし協力隊も募集を一緒にやっております。それも今、少しですけれども応募が来ておりますので、あらゆる面でその人のできるだけ能力を伸ばせるようなところで今後、地域おこし協力隊を活動していただきたい、そのように思っております。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 その邑南町でやっておるのは特殊なのかもわからないんですが、地域おこし協力隊を募集するときに、定住ということの一つの条件にしておったようですね。だから、3年間ということじゃなくて、地域おこし協力隊の中の経験を通じてその地域に定住するということの一つのハードルにおいて募集をかけて、覚悟を決めてもらって来ているというようなことで、しっかりとした活動ができておったようです。そういうよ

うなことがあったように思うんですけど。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 地域おこし協力隊の応募をしていただきまして、後、数人で面接を行うわけですが、その面接の中におきましても、こちらのほうで定住していただける意志があるかどうかというのは、随時確認をしております。できるだけ定住をお願いしたいということでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 この間、新聞等にも出てたと思うんですが、兵庫県内でも移住希望者が現地でしばらくの間過ごせるように、朝来でしたかね、どこかが古民家を、空き家を改修して、そういうように移住希望者がしばらくそこで生活ができるような、そういうのをつくっていきこうというような動きがあったように思うんですが、この南あわじ市でもそういった動きはないんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今現在は、南あわじ市においてはいいんですけども、NPO法人で、淡路全体でやっております、中川原だったか、その辺で滞在して一度体験を積むといったようなところがございます。

それで、県の補助事業を、古民家再生事業を利用して、今、来年度、福永の商店街に一つ空き家があるんですけども、そこを活動拠点にたく計画しております。長いことは泊まれないと思っておりますけれども、1泊2日なりで市内で何かやりたいことを体験していただいて、こちらのほうに移住してきていただきたいというようなことでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど、地域おこし協力隊のことで定住促進の地域おこしのメンバーもつくっているということになってきますと、そこら辺の関連からいうと、やはり南あわじ市でもそういう施設を何か所かつくってやっていけるようにすることも大切ではないかなと思うんですが、1件は取り組むというんですが、それ以外にもそういう箇所をふやしていくという考え方はありませんか。

○森上祐治委員長　　ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）　　全国的にはそういった体験型のところを設けてや
ってるような市がたくさんあるようでございます。やはり経験しなるとなかなかその市
のこともよくわからないし、都会から初めて来るといことになりますと不安があると思
いますので、その不安を解消するためにも、そういった施設は必要なのかなというふう
に認識しております。

○森上祐治委員長　　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長　　質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
次に、その他に入ります。
委員から何かございませんか。
蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　その他の事項ですので、なかなか突っ込んでということにはなら
ないんですが、12月議会で訴えの提起ということをされました。これは、遠藤事務所
に対してのことなんですけれども、これの今の状況、どうなってるか。所管外ということ
ですので、その他のところでちょっと。

○森上祐治委員長　　副市長。

○副市長（川野四朗）　　提訴を12月25日だったと思いますが、提訴いたしておりま
す。まだ裁判所のほうで第1回の公判の日時の調整をしておるようでございます。3月2
2日ぐらいには第1回が開かれるんじゃないかなというような今、調整をしておるよう
でございます。公判の場所は、大阪の地裁ということは聞いております。

○森上祐治委員長　　蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長　　大阪地裁というのは、ちょっと離れてるなという感じがあって。
洲本でやるのか、神戸でやるのかなとか思ったりしてたんですけど。大阪地裁になった経
緯というのはどんなことなんでしょうか。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 建築の専門の担当判事がおられるというふうなことで、そちらのほうでお願いしたいというような御意向があったようでございます。

○森上祐治委員長 蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 御意向というのは。どこの御意向ですか。

○森上祐治委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 裁判所です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようでございますので、執行部から何か報告事項ございませんか。

副市長。

○副市長（川野四朗） 新庁舎ができて約1年になるわけでございます。新庁舎に入る前にいろいろ組織再編ということで、るる二、三年かけて検討してまいったわけでございますが、1年やってみて、少し整備をする必要があるというふうなところもございます。

　　したがいまして、今後の4月1日以降の人事異動に向けて、組織を少しさわらせていただこうと思っております。中身につきましては、皆さん方ももうお感じになっておられるんでないかと思うんですが、農商部という形で農業、水産、それから商工、観光というものを一括して取り仕切ってきたわけでございますが、何せ、幅が広いというふうなこと、それから、やっぱり南あわじ市は農業というものが基幹産業でもございますので、そういうものの表現が少し薄まっているというふうなこともございますので、今回、農業部門を独立をさせまして、農林水産部というものをつくるという考え方でおります。

　　したがいまして、その中身の一部につきましては変更もあると思われまので、また条例を提出させていただくと思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○森上祐治委員長 ほかに執行部、報告ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようでございますので、本日の委員会はこれにて終了いたします。

蛭子副委員長。

○蛭子智彦副委員長 どうも本日は大変貴重な質疑ができたというふうに思います。3月議会が目前に迫っておりまして、それぞれ代表質問なり、あるいは予算について、委員の皆さんもお考えの点が多々あったかと思えます。それにつながる委員会というような議論になったのではないかなというふうに思います。

本日はどうも御苦労さまでございました。

(閉会 午前11時31分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成28年 2月10日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 森 上 祐 治